

家庭での災害への備えはできていますか？

毎年のように大変大きな災害が発生しております。そして、地震については、南海トラフ巨大地震の発生が想定されている中で、本市においても、最大震度6弱、高さ1.9mの津波の発生など、発生確率も30年以内に70～80%となっております。

災害から自分の命を守るためには、日頃から災害に備えて家具類の転倒防止策や物資の備蓄に努めるほか、自分の住んでいる地域の危険箇所を把握し、避難について確認しておきましょう。

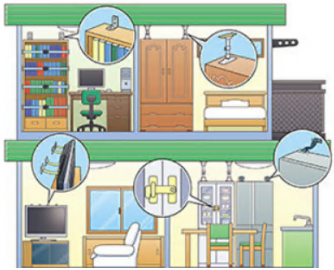
家庭での備蓄

各家庭は、3日分程度、可能な限り7日分程度の食品等の備蓄に努め、避難するときの最小限度の必需品の、非常持ち出し袋は玄関や寝室などの手の届きやすい場所へ置いておきましょう。



家具等類の転倒防止対策

震災では、転倒した家具の下敷きとなってケガをする可能性があります。大地震が発生したら「家具は倒れるもの」と考えて日頃から対策をしておきましょう。



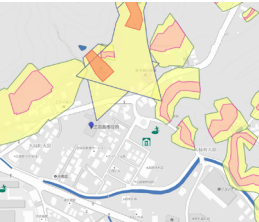
ローリングストックを実施

日常生活の中で食材などを多めに常備して使いながら、使った分を買い足し災害時などに備える備蓄方法をローリングストックと言います。賞味期限の古いものから消費し、食べたらその分を補充してください。



危険箇所の把握

Web版ハザードマップなどを活用し、身の回りで起こる可能性のある災害を知っておきましょう。(土砂災害・津波災害など)



迷惑電話防止機能付き電話購入補助金締め切り間近！

図 危機管理課 ☎0823-43-1633

固定電話による特殊詐欺事案が市内で増加しているため、市内の家電販売者から迷惑電話防止機能付き電話機を購入した市民に対して補助金を交付しています。補助金の交付期限が迫っていますので、早めに申請してください。

補助金申請期限 3月31日

補助金額 対象機器購入金額の1/2、上限1万円

補助条件など 市ホームページをご覧くださいか、お問い合わせください



江田島警察署通信 第91号 江田島警察署 ☎0823-42-0110

～若い人が騙される仮想通貨詐欺！増加中！～



特殊詐欺というと「お年寄りを狙った犯罪」というイメージが強いのですが、最近は、若者を狙った詐欺が増えています。

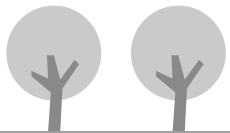
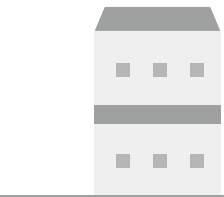
SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）のInstagram（インスタグラム）やX（旧ツイッター）などで「副業ができる」「動画を見るだけでお金がもらえる」との謳い文句で誘い、はじめは本当にお金が貰えるので信用してしまうのですが、そのうち「仮想通貨サイトで課金すればもっと貰えるお金が増えます」と言われ、ダイレクトメールで送られてきたアド

レスにアクセスして、その仮想通貨サイトにお金を課金すると、画面上のお金が増えていきます。

ところが、誘導された仮想通貨サイトは、犯人が作った嘘の仮想通貨サイトで、たくさん課金し、いざ増えたお金を引き出そうとすると、その業者と連絡が取れなくなってしまうのです。

このような詐欺のほとんどが、海外のサーバーを使うことから、捜査を困難にさせています。

うまい儲け話には、裏がありますので、周りの人や警察に相談し、被害を防ぎましょう。



心の健康相談（前日までに要予約）

図 広島県西部保健所呉支所厚生保健課

☎0823-22-5400

日時 3月8日(金)

午後1時30分～3時

場所 市役所本庁4階401会議室



エイズ・梅毒検査（要予約）

図 広島県西部保健所呉支所厚生保健課

☎0823-22-5400

感染症の不安のある方は無料・匿名で検査できます。

日時 3月18日(月) ①午前9時～

②午前10時30分～

場所 広島県西部保健所呉支所（呉市西中央1-3-25）

予約期限 3月15日(金)までに電話で予約（匿名）

—国民健康保険— 加入や脱退には手続きが必要です

図 保健医療課 ☎0823-43-1639

退職して社会保険を脱退したときや、国民健康保険に加入している人が就職して社会保険に加入したときは、国民健康保険の加入・脱退の手続きが必要です。

■手続きに必要なもの

▶社会保険から脱退したとき

社会保険の資格喪失が確認できるもの（社会保険資格喪失証明書・離職票など）

—国民健康保険— 市外の学校へ進学するときは届出を

図 保健医療課 ☎0823-43-1639

本市の国民健康保険加入者が、進学のため市外へ転出し、親元から生活費などの支援を受ける場合は、届出をすることで、引き続き本市の学生用被保険者証を使用することができます。

—国民健康保険・後期高齢者医療制度—

国民健康保険・後期高齢者医療制度（原則、対象者は75歳以上）の保険税（料）は、皆さまが病気やけがをしたときの医療費の支払いにあてるための大切な財源です。

保険税（料）に未納がある人には督促状や催告書を発送していますので、納め忘れのある場合は、早めに納めてください。

健康づくりウオーキング教室（申し込み不要・雨天中止）

図 保健医療課 ☎0823-43-1639

江田島町の桜街道を通り、見晴らしのよい秋月峠まで歩きます。手作りおやつもご用意していますので、ぜひ、ご参加ください。

日時 3月26日(火)午前9時30分～正午

場所 江田島コミュニティセンター

準備物 保険代30円、帽子、飲み物、タオル、運動しやすい服装、運動靴

アルコール健康相談会（申し込み不要）

図 保健医療課 ☎0823-43-1639

体験を語り合い、断酒を支援する場です。

日時 3月18日(月)午後1時30分～3時

場所 江田島保健センター

保険税（料）の納め忘れはありませんか？

図 保健医療課 ☎0823-43-1639

なお、保険税（料）が未納になると、通常の被保険者証よりも有効期限の短い短期被保険者証が交付されます。

さらに、未納が長期間続くと、被保険者証の返還を求め、資格証明書（病院などの窓口での医療費が一旦全額自己負担）を交付する場合があるほか、給与・年金・預貯金などの財産を差し押さえる場合もあります。